

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県坂井市丸岡町下久米田第4号23番地2

氏 名 丸岡アイシー有限公司 代表取締役 元井 康治  
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 西川 一誠

許可の年月日 平成28年6月17日  
許可の有効年月日 平成33年5月28日



### 1. 事業の範囲

事業の区分

**中間処理（破碎、圧縮）**

産業廃棄物の種類

破碎：紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類  
以上6種類

圧縮：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

### 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 ①破碎施設 ②破碎施設 ③圧縮施設  
(2) 設置場所 ①②③福井県坂井市丸岡町下久米田45字16番、17番  
(3) 設置年月日 ①平成30年4月8日 ②平成22年2月2日 ③平成30年2月15日  
(4) 処理能力 ①40t/日(稼動時間8時間) ②208t/日(稼動時間8時間)  
③5.34t/日(稼動時間8時間)  
(5) 許可年月日 および許可番号 ①②平成30年4月6日(許可番号 第30-001号)

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成 8年 5月29日 新規許可  
(2) 平成10年 8月 6日 変更許可  
・中間処理（焼却）において取り扱う産業廃棄物の種類に繊維くずを追加  
(3) 平成13年 5月29日 更新許可  
(4) 平成18年 5月29日 更新許可  
・事業の区分のうち、中間処理（選別）を廃止  
(5) 平成22年 5月 6日 変更許可  
・事業の区分に中間処理（破碎）を追加

- (6) 平成23年 6月22日 更新許可
- (7) 平成28年 6月17日 更新許可
- (8) 平成30年 1月31日 変更届
  - ・事業の区分のうち、中間処理（焼却）を廃止
- (9) 平成30年 4月19日 変更許可
  - ・中間処理（破碎）において取り扱う産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くずを追加
  - ・事業の区分に中間処理（圧縮）を追加

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無